

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付（震災特例法第15条）及び仮決算の中間申告による所得税額の還付（同法第16条）の適用を受ける場合の申告書等の記載例

この別冊では、

- ① 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付（震災特例法 15）
  - ② 仮決算の中間申告による所得税額の還付（震災特例法 16）
- の適用を受ける場合の、申告書、請求書、明細書等の記載例を設例に基づき示しています。

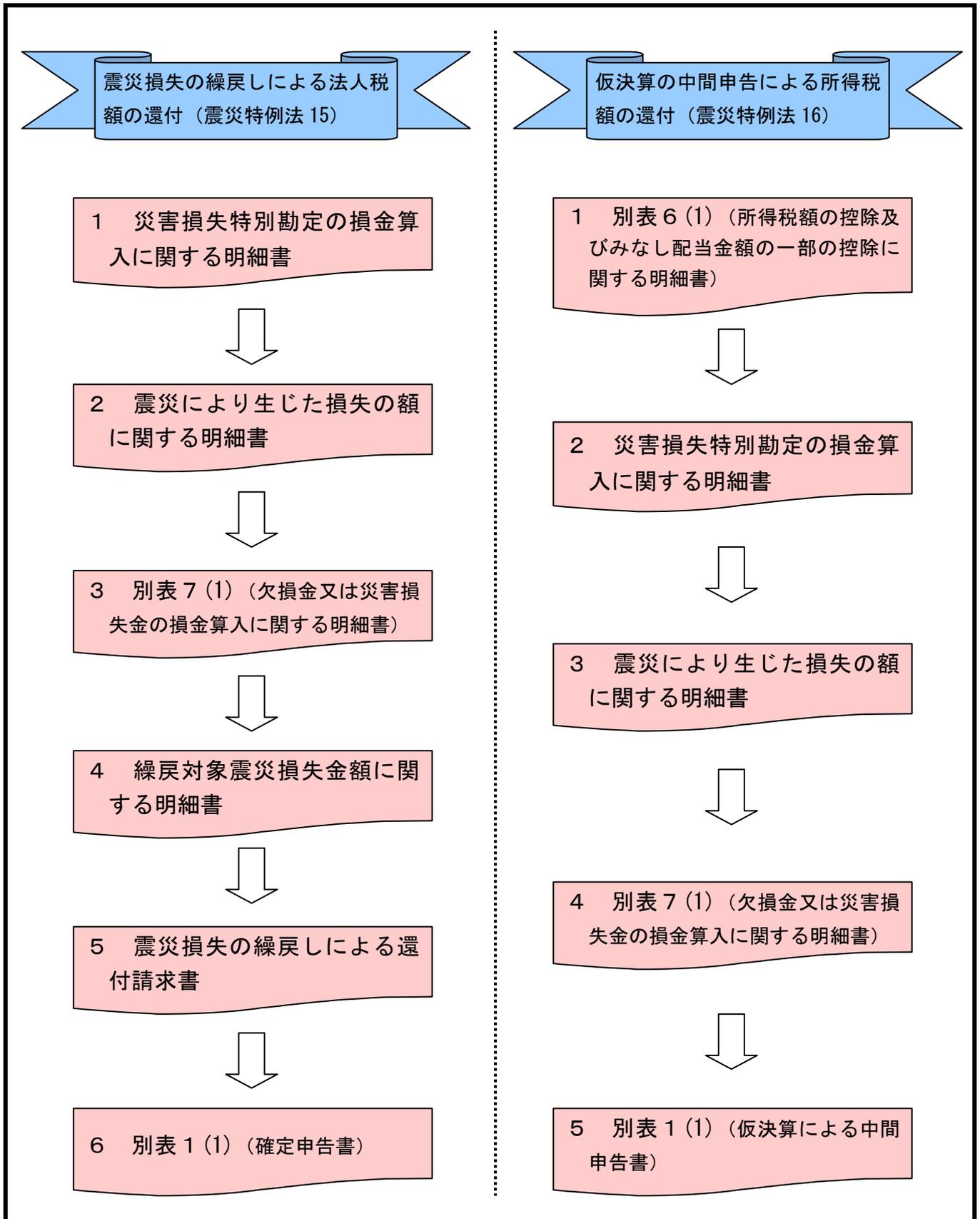
申告及び還付請求する際の参考にしてください。

《目次》

○ 作成する申告書、請求書等の様式名と作成の順序（単体申告分）	1
○ 設例に基づいた記載例	
（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付関係（震災特例法 15））	
【設例 1】震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合	2
【設例 2】震災損失の繰戻しと青色欠損金の繰戻しとを同時に行う場合	7
【設例 3】中間申告で震災損失の繰戻しを行った後、確定申告においても震災損失の繰戻しを行う場合	12
（仮決算の中間申告による所得税額の還付関係（震災特例法 16））	
【設例 4】仮決算の中間申告において所得税額の還付を受ける場合	22

## 作成する申告書、請求書等の様式名と 作成の順序（単体申告分）

申告及び還付請求を行うに当たり作成することとなる順に、その様式を示しています。

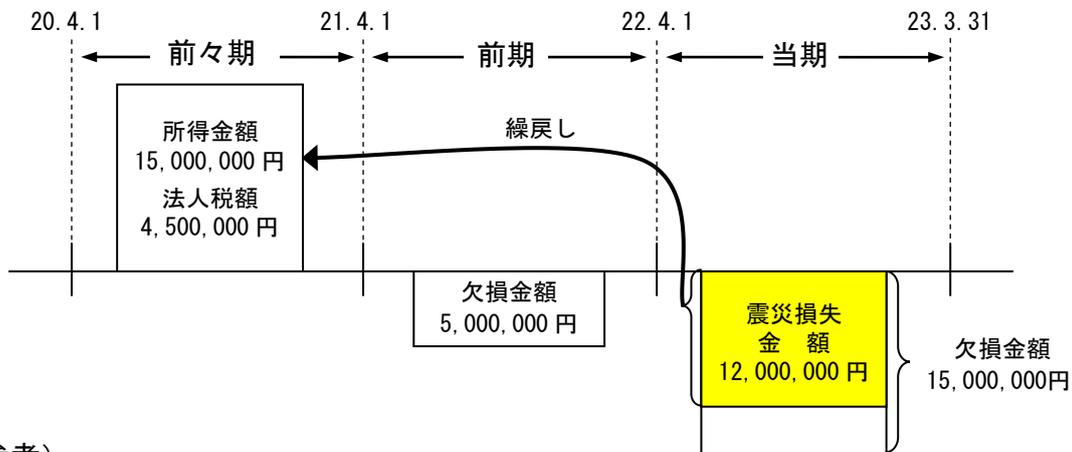


## ○ 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

### [設例 1] 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合

当社（株A、年1回3月決算、資本金10億円）は、当期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）において震災による損失の額（震災損失金額）が生じたことから、震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定を適用し、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行いたいと考えていますが、請求の手続きや申告書の書き方はどのようになりますか。

なお、前々期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）、前期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び当期の所得金額、欠損金額、法人税額などの状況は、下図のとおりです。



(参考)

当期における震災損失金額（12,000,000円）の内訳

- (1) 棚卸資産に係る滅失等による損失 4,000,000円
  - (2) 機械及び装置に係る滅失等による損失 2,000,000円及び原状回復の費用 1,000,000円
  - (3) 建物に係る修繕費等の見積額として計上した災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000円
- なお、(1)及び(2)の損失について、当期中に保険金等で補填されたものはありません。

[答]

#### 1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合の手続きについて

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」を作成し、確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署に提出する必要があります（震災特例法15①）。

なお、還付請求書の提出は確定申告書の提出と同時に行うことが原則ですが、周知期間を設ける観点から、平成23年3月11日を含む事業年度分の法人税の確定申告書を同年6月30日までに提出した法人については、同年7月31日までに還付請求書の提出を行えばよいこととされています（震災特例法附則5）。

#### 2. 申告書等の記載の仕方について

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行うに当たって作成が必要な申告書、請求書、明細書などについて、記載例により説明します。

1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成  
 災害損失特別勘定の繰入れを行う場合に作成します。  
 設例の場合、建物に係る繰入額 5,000,000 円を記載します。

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	22・4・1 23・3・31	法人名	(株) A
災害のあった日	1	平 23・3・11	当期繰入額	5	5,000,000		円
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2	5,000,000	繰入限度額 (4)	6	5,000,000	円
	保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3	0	繰入限度超過額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	7	0	
	繰入限度額 (2)-(3)	4	5,000,000	期末災害損失特別勘定残高 (5)-(7)	8	5,000,000	円
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細							
被災資産の明細	名称及び種類 又は共通費用の費目	建物					
	被災資産の所在地	△△市〇〇町					
	構造、設備の 種類及び細目	鉄骨鉄筋コンクリート 工場用					
	事業の用に供した年月日	昭 平	xx・x・xx	昭 平		昭 平	
価値の減少額	被災資産の帳簿価額	9					円
	被災資産の価額	10					円
	価値の減少額 (9)-(10)	11					円
修繕費用等の見積額	翌期以後の 修繕費用等の見積額	12					円
	再取得価額等	13					円
	未償却残額	14					円
	被災資産の価額	15					円
差引見積額 (14)-(15)	16					円	
費用の見積額 (11), (12) 又は (16) のうち多い額	17	5,000,000					円
翌期以後の保険金等の額	18	0					円

この金額を2  
で作成する  
「震災により  
生じた損失の  
額に関する明  
細書」の災害  
損失特別勘定  
の計欄へ転記  
します。

設例につき、  
記載を省略  
します。

被災資産の当期末における帳簿価額を記載します。

被災資産の当期末における時価を記載します。

災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額のうち、翌期以後に支出すると見込まれる金額を記載します。その他詳細は、この明細書の裏面の“記載の仕方”の4(3)をご覧ください。

この明細書の裏面の“記載の仕方”の4(3)ハ～へをご覧ください。

(11), (12), (16)のうち多い額を記載します。設例の場合、5,000,000円と記載します。

## 2. 「震災により生じた損失の額に関する明細書」の作成

別表7(1)の明細書として作成します。

設例の場合、①棚卸資産に係る滅失等による損失額 4,000,000 円、②機械及び装置に係る滅失等による損失額 2,000,000 円及び原状回復の費用の額 1,000,000 円、③災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000 円をそれぞれ記載します。

震災により生じた損失の額に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	22・4・1 / 23・3・31	法人名	(株) A
資産の種類	災害前の帳簿価額	震災により生じた損失の額			
		滅失等による損失	原状回復の費用	計	
棚卸資産	XX,XXX,XXX	4,000,000	0	4,000,000	
機械及び装置	XX,XXX,XXX	2,000,000	1,000,000	3,000,000	
災害損失特別勘定				5,000,000	
合計		6,000,000	1,000,000	12,000,000	

3で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

(棚卸資産分を合計して) 別表7(1)「7」①欄の外書へ

(固定資産分を合計して) 別表7(1)「7」②欄の外書へ

別表7(1)「5」の各欄の外書へ

別表7(1)「6」の各欄の外書へ

別表7(1)「7」③欄の外書へ

## 3. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成

「5」欄から「10」欄の外書に、東日本大震災に係る震災損失金額を記載します。

22・4・1 / 23・3・31	(青色欠損) 連結みなし欠損・災害損失	5,000,000	0	5,000,000	
計		5,000,000	0	5,000,000	
当期	欠損金額 (別表四「44」の①)	15,000,000	欠損金の繰戻し額		
同上の うち	災害損失金 (10)				
	青色欠損金	15,000,000	12,000,000	3,000,000	
合計				8,000,000	
災害により生じた損失の額の計算					
災害の種類	東日本大震災	災害のやんだ日	平		
災害を受けた資産の別	棚卸資産	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む)	計	①+②	
	①	②	③		
当期の欠損金額 (別表四「44」の①)	4			15,000,000	
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	5	外 4,000,000 円	外 2,000,000 円	外 6,000,000
	被害資産の原状回復のための費用の額	6	外 0	外 1,000,000	外 1,000,000
	計 (5)+(6)	7	外 4,000,000	外 3,000,000	外 12,000,000
保険金又は損害賠償金等の額	8	外 0	外 0	外 0	
差引災害により生じた損失の額 (7)-(8)	9	外 4,000,000	外 3,000,000	外 12,000,000	
繰越控除の対象となる損失の額 ((4)の③)と(9)の③のうち少ない金額	10			外 12,000,000	

白色申告法人における「震災損失の繰戻し額」を記載します。

青色申告法人における①「震災損失の繰戻し額」、②「青色欠損金の繰戻し額」の合計額を記載します。

災害損失特別勘定の繰入額がある場合には、「5」欄+「6」欄)の金額と一致しないことになります。

「4」③欄と「9」③欄の外書のうち少ない金額を記載します。

この金額を4で作成する「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」欄へ転記します。

4. 「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の作成

震災損失の繰戻しによる還付請求書の付表として作成し、繰戻対象震災損失金額をいずれの還付所得事業年度に繰り戻すかを明らかにします。

繰戻対象震災損失金額に関する明細書		事業年度 22.4. / 23.3.31	法人名 (株) A	付表
繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書				
繰戻対象震災損失金額 (別表七(一)「10の③」欄の外書)	1	円 12,000,000	繰り戻す還付所得事業年度 ① 平 20.4. / 平 21.3.31	繰り戻す繰戻対象震災損失金額 円 12,000,000
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	2	円 12,000,000	② 平 : : 平 : :	円

この金額を5で作成する「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の「2」欄へ転記します。

3で作成した別表7(1)の「10」③欄の外書の金額を記載します。

複数の還付所得事業年度に繰り戻す場合に、繰り戻す金額の内訳を記載します。

5. 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の作成

「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」に記載した繰り戻す繰戻対象震災損失金額を基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

税務署受付印		震災損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号
(フリガナ) 法人名等		(株) A		
記	震災欠損事業年度 自平成22年4月/日 至平成23年3月31日	(確定申告書) 中間	還付所得事業年度	自平成20年4月/日 至平成21年3月31日
区分	請求金額	※金額		
震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額	1	12,000,000	4で作成した「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「3」欄の金額を記載します。	
同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2	12,000,000		
還付所得事業年度の所得金額	3	15,000,000		
既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	4	0		
差引所得金額(3)-(4)	5	15,000,000		
還付所得事業年度の法人税額	6	4,500,000	当該還付所得事業年度について、既に「震災損失の繰戻し」又は「青色欠損金の繰戻し」の適用を受けた場合には、その繰戻しを行った所得金額又は還付を受けた法人税額を記載します。	
納付の確定した法人税額	7	0		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	8	0		
控除税額	9	0		
用途秘匿金額に対する税額	10	0		
課税土地譲渡利益金額に対する税額	11	0		
連結承認取消戻税額	12	4,500,000		
法人税額(6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	13	0		
既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	14	4,500,000		
差引法人税額(12)-(13)	15	3,600,000	この金額を6で作成する別表1(1)の「18」欄の外書へ転記します。	
還付金額(14)×(2)/(5)	16	3,600,000		
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書等提出月日	平成23年6月xx日	

6. 別表1(1)「確定申告書」の作成

還付請求税額及び翌期へ繰り越す欠損金額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	事業種目	青色申告 一連番号
(フリガナ)	電話( ) -	事業年度 (至)	整理番号
法人名	(株) A	同非区分 特 同 同 同 同 同 同 同 同	売上金額
(フリガナ)		一般社団・財団 法人の区分 非営利法人 普通法人	申告年月日
代表者 自署押印		経理責任者 自署押印	申告区分 庁指定 局指定 指導等区分
代表者 住所		旧納税地及び 旧法人名等	通信日付印 雑認印
		添付書類	省 略

平成 22 年 4 月 1 日

事業年度分の 確定申告書

翌年以降  
送付要否  要  否

平成 23 年 3 月 31 日

(中間申告の場合 平成 年 月 日) の計算期間 平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有  税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「44」の①)	十 億	百 万	千	円	この申告による 還付金額	十 億	百 万	千	円
1	△	150000000			16				
法人税額 (36)又は(37)				0	17				
法人税額の特別控除額 (別表六「1」の①)又は(別表六「1」の②)					18				3600000
控除額 (2)-(3)				0	19				3600000
リース特別控除取戻税額 (別表七「1」の①)又は(別表七「1」の②)					20				
課税土地譲渡利益金額 (別表七「2」の①)又は(別表七「2」の②)				000	21				
同上に対する税額 (36)+(39)+(40)+(41)					22				
課税留保金額 (別表三「1」③)				000	23				
同上に対する税額 (別表三「1」④)					24				
法人税額 (4)+(5)+(7)+(9)				00	25				00
仮経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額					26				
控除税額 (10)-(11)と(4)のうち少ない金額					27				8000000
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)				00	28				
中間申告分の法人税額				00	29				
差引控除(中間申告の場合はその 法人税額(税額とし、マイナスの 0.5-11)の場合は、(17)へ記入)				00					

5で作成した「還付請求書」の「15」欄の金額を記載しますが、申告時に還付を受けていない金額は外書します。したがって、この申告と同時に還付を請求する場合には、還付請求金額は外書します。

還付所得事業年度に繰り戻した金額を控除した残額を記載します。

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分…平二十二・四・一以後終了事業年

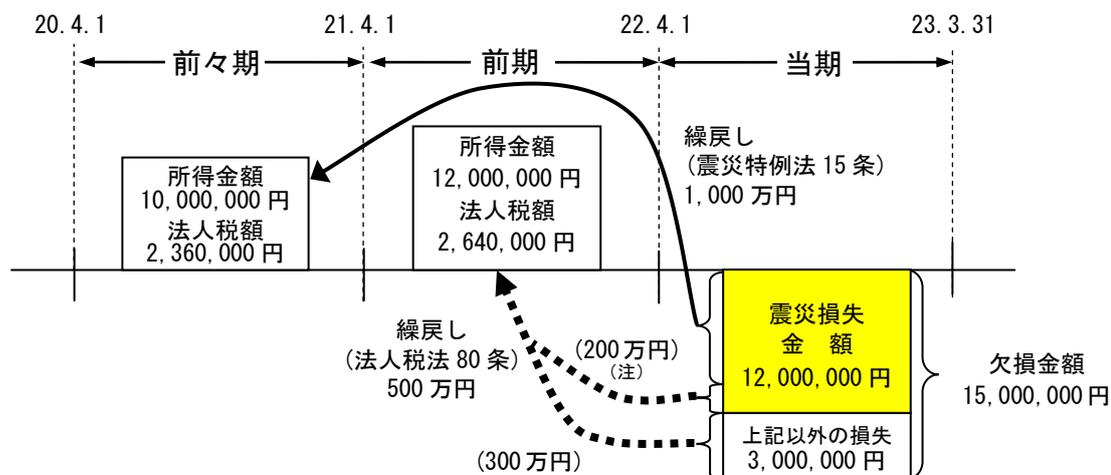
[設例 2] 震災損失の繰戻しと青色欠損金の繰戻しとを同時に行う場合

当社（株B、年1回3月決算、資本金1,000万円）は、当期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）において震災による損失の額（震災損失金額）が生じたことから、震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定を適用し、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行いたいと考えています。

また、当社は、青色申告法人である中小企業者等に該当することから、前期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）への繰戻しについては、法人税法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）により、青色欠損金の繰戻し還付制度の適用を併せて受けたいと考えています。

この場合の当期の請求の手続きや申告書の書き方はどのようになりますか。

なお、前々期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）、前期及び当期の所得金額、欠損金額、法人税額などの状況は、下図のとおりです。



(参考)

当期における震災損失金額（12,000,000円）の内訳については、[設例 1]と同様です（2ページをご覧ください。）。

(注)

青色申告法人における震災損失金額は、青色欠損金に該当しますので、当該震災損失金額の全部又は一部につき、「震災特例法の規定による繰戻し」、「青色欠損金の繰戻し」のいずれかの規定を選択することができます。  
 ⇒ 2年前の事業年度への繰戻しは震災特例法第15条を適用することになりますが、1年前の事業年度へ繰戻す場合には、震災特例法第15条と法人税法第80条のいずれかの規定を適用することもできるため、この設例においては、震災損失金額以外の金額と合わせて「青色欠損金の繰戻し」を行い、請求手続きの簡素化を図っています。

[答]

1. 震災特例法第15条の震災損失の繰戻しによる還付請求を行う場合の手続きについて

[設例 1]と同様、還付請求書を作成し、確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署に提出する必要があります（震災特例法15①）。

なお、還付請求書の提出は確定申告書の提出と同時に行うことが原則ですが、周知期間を設ける観点から、平成23年3月11日を含む事業年度分の法人税の確定申告書を同年6月30日までに提出した法人については、同年7月31日までに還付請求書の提出を行えばよいこととされています（震災特例法附則5）。

2. 法人税法第80条の青色欠損金の繰戻しによる還付請求を行う場合の手続きについて

上記1の手続きと同様、確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署に還付請求書を提出する必要があります（法人税法80①）。

法人税法第 80 条の規定については、請求期限の延長規定は設けられていませんので、確定申告書の提出期限までに提出することに注意してください。

### 3. 申告書等の記載の仕方について

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行うに当たって作成が必要な申告書、請求書、明細書などについて、記載例により説明します。

#### 1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成

設例の場合、建物に係る繰入額 5,000,000 円について記載します。

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	22・4・1 / 23・3・31	法人名	(株) B	
災害のあった日	1	平	23・3・11	当期繰入額	5	5,000,000
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2	5,000,000	繰入限度額 (4)	6	5,000,000
	保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3	0	繰入限度超過額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	7	0
	繰入限度額 (2)-(3)	4	5,000,000	期末災害損失特別勘定残高 (5)-(7)	8	5,000,000
	被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細					
被災	名称及び種類 又は共通費用の費目	建物				

この金額を2で作成する「震災により生じた損失の額に関する明細書」の災害損失特別勘定の計欄へ転記します。

中段以下は省略します（[設例1]と同様ですので、3ページをご覧ください。）。

#### 2. 「震災により生じた損失の額に関する明細書」の作成

設例の場合、①棚卸資産に係る滅失等による損失額 4,000,000 円、②機械及び装置に係る滅失等による損失額 2,000,000 円及び原状回復の費用の額 1,000,000 円、③災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000 円をそれぞれ記載します。

震災により生じた損失の額に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	22・4・1 / 23・3・31	法人名	(株) B
資産の種類	災害前の帳簿価額 円	震災により生じた損失の額			
		滅失等による損失 円	原状回復の費用 円	計 円	
棚卸資産	XX,XXX,XXX	4,000,000	0	4,000,000	
機械及び装置	XX,XXX,XXX	2,000,000	1,000,000	3,000,000	
災害損失特別勘定				5,000,000	
合計		6,000,000	1,000,000	12,000,000	

3で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

(棚卸資産分を合計して)別表7(1)「7」①欄の外書へ

(固定資産分を合計して)別表7(1)「7」②欄の外書へ

別表7(1)「7」③欄の外書へ

別表7(1)「5」の各欄の外書へ

別表7(1)「6」の各欄の外書へ



5. 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」及び「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の作成  
 4で作成した「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」に記載した繰り戻す繰戻対象震災損失金額などを基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

《21年3月期への繰戻しに係る還付請求書》

税務署受付印		震災損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号
(フリガナ)		法人名等		(株) B
記				
震災欠損事業年度	自平成22年4月/日	確定申告書	還付所得事業年度	自平成20年4月/日
	至平成23年3月31日	(中間)		至平成21年3月31日
区 分		請求金額	※金額	
震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰戻対象震災損失金額	1	12,000,000	
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2	10,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	3	10,000,000	
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	4	0	
	差引所得金額(3)-(4)	5	10,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	6	2,360,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7	0	
	控除税額	8	0	
	使途秘匿金額に対する税額	9	0	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	0	
	連結承認取消取戻税額	11	0	
	法人税額(6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	12	2,360,000	
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	0	
	差引法人税額(12)-(13)	14	2,360,000	
	還付金額(14)×(2)/(5)	15	2,360,000	
請求期限	平成 年 月 日		確定申告書等提出年月日	平成23年 月 日

4で作成した「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「3」欄の金額を記載します。

21/3期へ繰り戻す繰戻対象震災損失金額10,000,000円と22/3期へ繰り戻す青色欠損金額5,000,000円との合計額15,000,000円を3で作成する別表7(1)の「欠損金の繰戻し額」欄へ転記します。

《22年3月期への繰戻しに係る還付請求書》

税務署受付印		欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号
(フリガナ)		法人名等		(株) B
記				
欠損事業年度	自平成22年4月/日	還付所得事業年度	自平成21年4月/日	
	至平成23年3月31日		至平成22年3月31日	
区 分		請求金額	※金額	
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	1	15,000,000	
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	2	5,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	3	12,000,000	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	4	0	
	差引所得金額(3-4)	5	12,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	6	2,640,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7	0	
	控除税額	8	0	
	使途秘匿金額に対する税額	9	0	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	0	
	リース特別控除取戻税額	11	0	
	法人税額(6+7+8-9-10-11)	12	2,640,000	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	0	
	差引法人税額(12-13)	14	2,640,000	
	還付金額(14)×(2)/(5)	15	1,100,000	
請求期限	平成 年 月 日		確定申告書提出年月日	平成23年 月 日

前1年以内に開始する事業年度に繰り戻すこととした青色欠損金額(この設例では、5,000,000円)を記載します。

還付金額の合計額3,460,000円を6で作成する別表1(1)の「18」欄の外書へ転記します。

6. 別表1(1)「確定申告書」の作成

還付請求税額及び翌期に繰り越す欠損金額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

平成 年 月 日 税務署長殿		納税地 電話( ) -	事業種目 10,000,000円 同非区分 法人名 代表者 代表者住所	青色申告一連番号 整理番号 事業年度 売上金額 申告年月日 申告区分 通信日付印 確定印	別表一 普通法人(特定の医療法人を除く)・一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二十二・四・一以後終了事業年度
平成 22 年 4 月 / 日		事業年度分の確定申告書		翌年以降送付要 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
平成 23 年 3 月 3 / 日		(中間申告の場合 平成 年 月 日)		租税法第30条の書面提出有 <input type="checkbox"/> 租税法第33条の2の書面提出有 <input type="checkbox"/>	

所得金額又は欠損金額(別表四「44の①」)	十億	百万	千	円	この申告等による還付金額	十億	百万	千	円
1	△	15000000	0000	00	16				
2				0	17				
3				0	18				
4				0	19				
5				0	20				
6				0	21				
7				0	22				
8				0	23				
9				0	24				
10				0	25				00
11				0	26				00
12				0	27				00
13				0	28				00
14				0	29				00
15				0					00

5で記載した2つの「還付請求書」の還付金額の合計額を外書として記載します。

この設例では、

①21/3期分 2,360,000円と、

②22/3期分 1,100,000円との合計額 3,460,000円を記載します。

繰戻し還付請求を行う場合の留意点

【繰戻対象震災損失金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付】(震災特例法通達 15-6)

青色申告法人である中小企業者等にあつては、震災特例法第15条の規定により繰戻し還付を受ける震災損失金額以外の青色欠損金について、法人税法第80条第1項の規定の適用を受けることができます。

(注) 震災損失金額とそれ以外の青色欠損金額を有する場合において、これらの欠損金額を前1年間に開始する事業年度に繰り戻す場合には、これらの欠損金額を区分することなく、その合計額について法人税法第80条第1項の規定の適用を受けることとすることもできます。

この場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の作成は行わず、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」のみを作成することになりますが、還付請求税額や翌期へ繰り越す欠損金額は、それぞれを区分して2つの還付請求書を作成する場合と同様の結果となります。

【還付所得事業年度が2以上ある場合の繰戻し還付】(震災特例法通達 15-7)

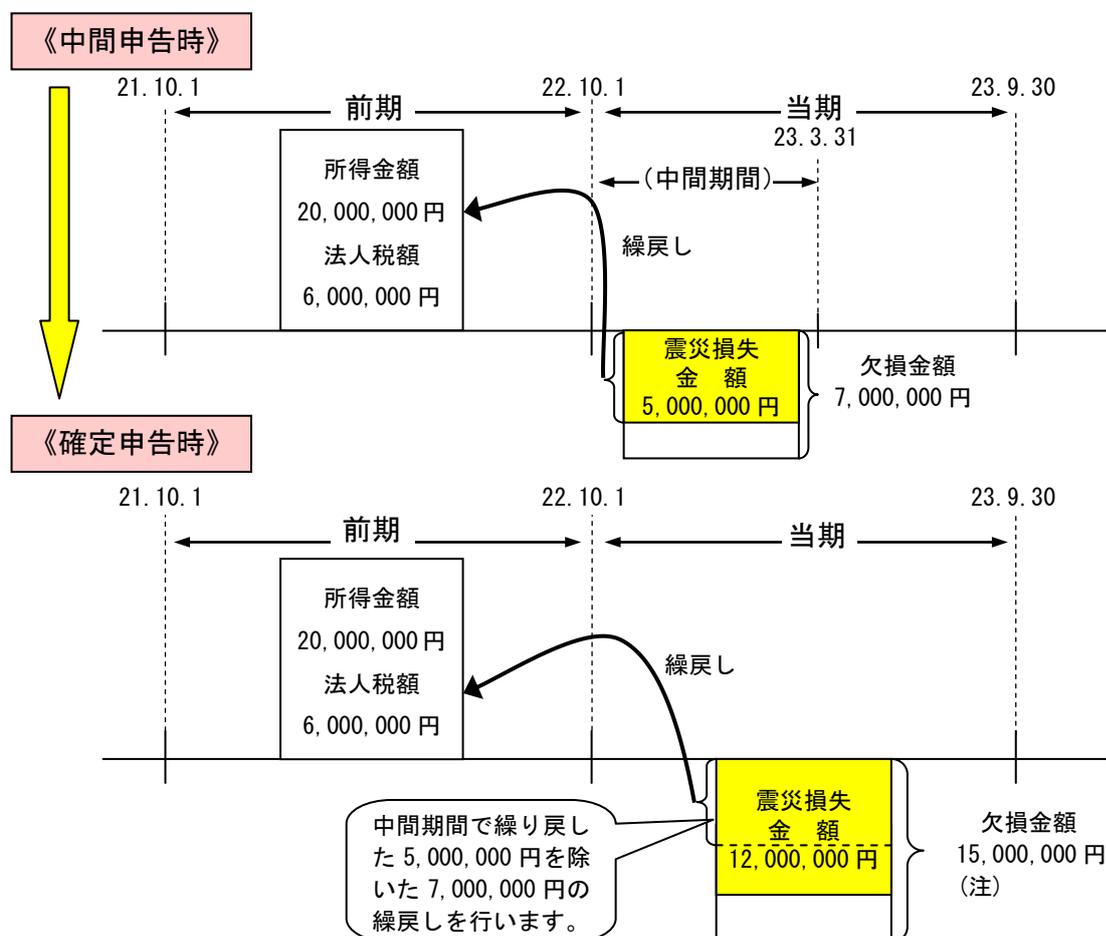
還付所得事業年度が2以上ある場合に、そのいずれに繰り戻すかは法人の計算によりますが(震災特例法通達 15-7)、一般に、還付所得事業年度における税負担割合(法人税額÷所得金額)が高い事業年度に繰り戻すと還付税額が多くなります。

[設例3] 中間申告で震災損失の繰戻しを行った後、確定申告においても震災損失の繰戻しを行う場合

当社（株C、年1回9月決算、資本金10億円）は、当期（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）に係る中間期間（自平成22年10月1日至平成23年3月31日）について、平成23年5月に仮決算による中間申告を行い、前期（自平成21年10月1日至平成22年9月30日）を還付所得事業年度として、震災損失の繰戻し還付請求を行っています（繰戻した震災損失金額は5,000,000円）。

この度、当期の確定申告書の作成に当たり、中間申告後に生じた震災損失金額を対象として、改めて震災損失の繰戻し還付請求を行いたいと考えていますが、仮決算時に繰戻し還付請求した金額をどのように処理すればよいのかなど、申告書や請求書の記載に当たり留意すべき点を教えてください。

なお、前期及び当期の所得金額、欠損金額、法人税額などの状況は下図のとおりです。



(注) 確定申告書の欠損金額は、中間期間で繰戻した震災損失金額を控除した10,000,000円となります(18ページ参照)。

(参考)

- 1 中間期間における震災損失金額(5,000,000円)の内訳  
建物に係る修繕費等の見積額として計上した災害損失特別勘定の繰入額5,000,000円
- 2 確定申告における震災損失金額(12,000,000円)の内訳
  - (1) 建物に係る修繕費の支出額5,000,000円
  - (2) 機械及び装置に係る原状回復の費用7,000,000円
 なお、これらの損失について、当期中に保険金等で補填されたものではありません。

[答]

○ 申告書等の記載の仕方について

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行うに当たって作成が必要な申告書、請求書、明細書などについて、記載例により説明します。

《中間申告分の記載要領》

1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成

設例の場合、建物に係る繰入額 5,000,000 円について記載します。

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	22・10・1 23・3・31	法人名	(株) C	
災害のあった日	1	平	23・3・11	当期繰入額	5	5,000,000
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2	5,000,000	繰入限度額 (4)	6	5,000,000
	保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3	0	繰入限度超過額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	7	0
	繰入限度額 (2)-(3)	4	5,000,000	期末災害損失特別勘定残高 (5)-(7)	8	5,000,000
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細						
被災	名称及び種類 又は共通費用の費目	建物				

この金額を2で作成する「震災により生じた損失の額に関する明細書」の災害損失特別勘定の計欄へ転記します。

中段以下は省略します（[設例1]と同様ですので、3ページをご覧ください）。

2. 「震災により生じた損失の額に関する明細書」の作成

設例の場合、災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000 円を記載します。

震災により生じた損失の額に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	22・10・1 23・3・31	法人名	(株) C
資産の種類	災害前の帳簿価額	震災により生じた損失の額			
		滅失等による損失	原状回復の費用	計	
	円	円	円	円	
災害損失特別勘定					5,000,000
合計					5,000,000

別表7(1)「7」③欄の外書へ

3. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成

「5」欄から「10」欄の外書に、東日本大震災に係る震災損失金額を記載します。

当期 分	欠損金額 (別表四「44の①」)	7,000,000			欠損金の繰戻し額		
	災害損失金 (10)						
	青色欠損金	7,000,000			5,000,000		
合計							
災害により生じた損失の額の計算							
災害の種類		東日本大震災			災害のやんだ日	平	
災害を受けた資産の別		棚卸資産 ①	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む) ②	計 ①+② ③			
当期の欠損金額 (別表四「44の①」)		4			7,000,000 円		
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	外	0円	外	0円	外	0
	被害資産の原状回復のための費用の額	外	0	外	0	外	0
	計 (5)+(6)	外	0	外	0	外	5,000,000
保険金又は損害賠償金等の額		外	0	外	0	外	0
差引災害により生じた損失の額 (7)-(8)		外	0	外	0	外	5,000,000
繰越控除の対象となる損失の額 (4)の③と(9)の③のうち少ない金額		10			外	5,000,000	

中間申告の場合は、翌期に繰り越す欠損金額は生じないため、空欄とします。

災害損失特別勘定の繰入額がある場合には、「5」欄+「6」欄)の金額と一致しないことになります。

「4」③欄と「9」③欄の外書のうち少ない金額を記載します。

この金額を4で作成する「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」欄へ転記します。

4. 「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の作成

震災損失の繰戻しによる還付請求書の付表として作成し、繰戻対象震災損失金額をいずれの還付所得事業年度に繰り戻すかを明らかにします。

繰戻対象震災損失金額に関する明細書		事業年度	22・10・1 23・3・31	法人名	(株) C	付表
繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書						
繰戻対象震災損失金額 (別表七(一)「10の③」欄の外書)	1	円	5,000,000	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す繰戻対象震災損失金額	
(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額	2	円	5,000,000	平 22・10・1 平 22・9・30 平 : : 平 : :	① ②	円 5,000,000

3で作成した別表7(1)の「10」③欄の外書の金額を記載します。

この金額を5で作成する「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の「2」欄へ転記します。

5. 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の作成

「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」に記載した繰り戻す繰戻対象震災損失金額を基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

震災損失の繰戻しによる還付請求書			※整理番号
平成 年 月 日  税務署長殿	(フリガナ) 法人名等	(株) C	
	納税地	T	
	(フリガナ) 代表者氏名		Ⓜ
	連絡先	T	
	期末現在の 資本金等の額		円
	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。		
記			
震災欠損 事業年度	自平成22年10月/日 [確定申告書] 至平成23年3月3/日 [中間申告書]	還付所得 事業年度	自平成22年10月/日 至平成22年9月30日
区 分		請求金額	※金額
震災欠損 事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰戻対象震災損失金額 1	5,000,000	
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額 2	5,000,000	
還付所得 事業年度の所得金額	所得金額 3	20,000,000	
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額 4	0	
	差引所得金額(3)-(4) 5	20,000,000	
還付所得 事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 6	6,000,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 7	0	
	控除税額 8	0	
	使途秘匿金額に対する税額 9	0	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 10	0	
	連結承認取消取戻税額 11	0	
	法人税額(6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11) 12	6,000,000	
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 13	0	
	差引法人税額(12)-(13) 14	6,000,000	
	還付金額(14)×(2)/(5) 15	1,500,000	
請求期限	平成23年5月3/日	確定申告書等提出年月日	平成23年5月xx日

4で作成した「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「3」欄の金額を記載します。

この金額を6で作成する別表1(1)の「18」欄の外書へ転記します。

【ご注意】

中間申告で震災損失金額の繰戻し還付請求を行った場合には、確定申告時に、その還付請求の対象となった繰戻対象震災損失金額に相当する金額を益金の額に算入することとなります。

設例の場合、5,000,000円を益金の額に算入します。

確定申告を行う際の別表4の記載要領は、18ページに記載していますので、ご参照ください。

6. 別表1(1)「確定申告書」の作成

還付請求税額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

納税地 (フリガナ) 電話( ) -	事業種目 1000000.00 非中心法人等 課上が1000以下の課上法人のうち法人等に該当しないもの	青色申告 一連番号
法人名 (株) C	同非区分 特別定款 同業会社 非同業会社	整理番号
代表者 自署押印	一般社団・財団 法人の区分 非営利法人 普通法人	事業年度 (至)
代表者 住所	経理責任者 自署押印	売上金額
	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日
	添付書類	申告区分 庁指定 届指定 届等区分
		通信日付印 確認印 省略 年度 年度 年度

平成 22 年 10 月 1 日

事業年度分の 中間 申告書

平成 23 年 9 月 30 日

(中間申告の場合 平成 22 年 10 月 1 日  
の計算期間 平成 23 年 3 月 31 日)

税理士法第30条の書面提出有  税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「4」の①)	十億	百万	千	円	この申告による還付金額	十億	百万	千	円
1	△	7	0000	0000	16				
2				0	17				
3					18				1500000
4				0	19				1500000
5					20				
6				000	21				
7					22				
8				000	23				
9					24				
10				00	25				00
11					26				
12					27				
13				00	28				
14				00	29				
15				00					

5で作成した「還付請求書」の「15」欄の金額を外書します。

中間申告では、翌期へ繰り越す欠損金額の欄は記載しません。

《中間申告で繰戻し還付請求をした後に、確定申告においても繰戻し還付請求を行う場合の確定申告書等の記載要領》

1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成

中間期間において災害損失特別勘定への繰入れを行った金額以外の繰入れを確定申告時に行わない場合には、この明細書を作成する必要ありません。

設例の場合は、該当がありません。

2. 「震災により生じた損失の額に関する明細書」の作成

当期における震災損失金額をその内訳に応じて、それぞれ該当欄へ記載します。

なお、災害損失特別勘定の金額を有している場合において、その災害損失特別勘定に係る資産につき修繕費用等の支出をしたときには、その災害損失特別勘定に相当する金額を修繕費用等の額の上段に△を付して記載します。

設例の場合、建物に係る災害損失特別勘定の金額 5,000,000 円に△を付して記載します。

原状回復の費用等の支出をした場合において、その費用等に係る災害損失特別勘定の金額を有しているときには、その災害損失特別勘定に相当する金額を修繕費用等の額の上段に△を付して記載します。

震災により生じた損失の額に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名	
		2010.10.1	(株) C	
		2009.9.30		
資産の種類	災害前の帳簿価額 円	震災により生じた損失の額		
		滅失等による損失	原状回復の費用	計
建物		0	△ 5,000,000 5,000,000	△ 5,000,000 5,000,000
機械及び装置		0	7,000,000	7,000,000
災害損失特別勘定				5,000,000
合計		0	7,000,000	12,000,000

3で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

(固定資産分を合計して)別表7(1)「7」②欄の外書へ

中間申告において繰り入れた災害損失特別勘定の金額についても、確定申告時に改めて記載します。

別表7(1)「5」③欄の外書へ

別表7(1)「6」③欄の外書へ

別表7(1)「7」③欄の外書へ

【参考】別表4「所得の金額の計算に関する明細書」の作成

中間申告で震災損失金額の繰戻し還付請求を行った場合には、確定申告時に、その還付請求の対象となった繰戻対象震災損失金額に相当する金額を益金の額に算入することとなります。  
 設例の場合、5,000,000円を益金の額に算入します。

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式) 事業年度 22.10.1 / 23.9.30 法人名 (株) C

区分	総額	留	外
当期利益又は当期欠損の額	①	②	
非逾格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	40		
差引計 (35)+(36)+(40)	41		※
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)②の新+③並びに(11)、(2)及び(3))	42	△	外※
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	43	△	
所得金額又は欠損金額	44	△	

中間申告で震災損失金額の繰戻し還付請求を行った場合、確定申告時に、その還付請求の対象となった繰戻対象震災損失金額に相当する金額(設例では、5,000,000円)を“差引計「41」欄”の外書に記載します。

「44」欄の金額は、「41」欄に外書した金額を加算した金額となります。  
 設例の場合、△15,000,000円と5,000,000円とを合計した△10,000,000円となります。

この金額を3で作成する別表7(1)の当期分の欠損金額欄へ転記します。

3. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成  
 「5」欄から「10」欄の外書に、東日本大震災に係る震災損失金額を記載します。

当期分のうち	欠損金(別表四「44」の①)	10,000,000	欠損金の繰戻し額	
	災害損失金(10)			
	青色欠損金	10,000,000	7,000,000	3,000,000
	合計			

別表4の「44」①欄から転記します。

2で作成した「震災により生じた損失の額に関する明細書」の合計の金額と一致します(中間期間において繰り入れた災害損失特別勘定の金額も含めて記載します。)

災害により生じた損失の額の計算		日本大震災	災害のやんだ日	平	計
(別表四「44」の①)		①	②	③	①+②
資産の滅失等により生じた損失の額	5	0円外	0円外		0
被害資産の原状回復のための費用の額	6	0	7,000,000外		7,000,000
計(5)+(6)	7	0	7,000,000外		7,000,000
保険金又は損害賠償金等の額	8	0	0		0
差引災害により生じた損失の額(7)-(8)	9	0	7,000,000外		7,000,000
					7,000,000

「4」③欄と「9」③欄の外書のうち少ない金額を記載します。

原則として「7」欄-「8」欄の金額を記載しますが、中間申告において繰戻還付請求の対象とした震災損失の金額がある場合には、その金額を控除して記載します。  
 設例の場合、「7」欄の12,000,000円から5,000,000円を控除した7,000,000円を記載します。

この金額を4で作成する「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」欄へ転記します。

4. 「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の作成

震災損失の繰戻しによる還付請求書の付表として作成し、繰戻対象震災損失金額をいずれの還付所得事業年度に繰り戻すかを明らかにします。

繰戻対象震災損失金額に関する明細書		事業年度	22・10・1 23・9・30	法人名	(株) C	付表
繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書						
繰戻対象震災損失金額 (別表七(一)「10の③」欄の外書)	1	円	7,000,000	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す繰戻対象震災損失金額	3
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	2	円	7,000,000	平 21・10・1 平 22・9・30	①	7,000,000
				平 . . .	②	

3で作成した別表7(1)の「10」③欄の外書の金額を記載します。

この金額を5で作成する「還付請求書」の「2」欄へ転記します。

5. 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」の作成

「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」に記載した繰り戻す繰戻対象震災損失金額を基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

震災損失の繰戻しによる還付請求書			※整理番号	
(フリガナ) 法人名等			(株) C	
震災欠損事業年度	自平成22年10月1日 至平成23年9月30日	(確定)申告書 中間	還付所得事業年度	自平成22年10月1日 至平成23年9月30日
震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰戻対象震災損失金額	1	7,000,000	
同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2	7,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	3	20,000,000	
既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額		4	5,000,000	中間申告の際に繰戻還付を行った金額を記載します。
差引所得金額(3)-(4)		5	15,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	6	6,000,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7	0	
	控除税額	8	0	
	使途秘匿金額に対する税額	9	0	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	0	
	連結承認取消取戻税額	11	0	
	法人税額(6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	12	6,000,000	中間申告の際に行った繰戻還付により還付を受けた法人税額を記載します。
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	1,500,000	
	差引法人税額(12)-(13)	14	4,500,000	
	還付金額(14)×(2)/(5)	15	2,100,000	
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書等提出日	平成 年 月 日	平成23年11月28日

この金額を6で作成する別表1(1)の「18」欄の外書へ転記します。



【参考】

この「設例3」のように、

- ①中間期間で災害損失特別勘定の繰入れを行い、
- ②その災害損失特別勘定の対象とした資産について、中間期間を含む事業年度で修繕費等の支出をした場合には、

確定申告の際に、中間期間で計上した災害損失特別勘定の金額のうち当該修繕費等の金額に相当する金額を益金の額に算入することとされています。

ここでは、「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の記載例を示します。

災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	法人名
				22.10./ 23.9.30	(株) C
災害のあった日	1	平23.3.11	期首現在額	9	5,000,000
同上の日から1年を経過する日	2	平24.3.11	翌 当 期 取 崩 額 の 計 算 額	10	5,000,000
修繕等が遅れた場合の 修繕完了事業年度等	3	平 . . . 平 . . .		11	
修繕等をした場合の取崩額 (20の合計額)	4	5,000,000		12	5,000,000
同上のうち保険金等 により補填された金額	5	0		13	0
最終取崩事業年度等 における取崩額	6		計 減 算	14	
要取崩額	7	5,000,000		15	
益金算入額	8	0		16	0
当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細					
被災 資産	名称及び種類 又は共通費用の費目	建物		当期が「2」欄に記載された日の属する事業年度である場合には、「4」欄-「5」欄の金額と期首の災害損失特別勘定の金額とのいずれか少ない金額を記載します。 設例の場合、5,000,000円と記載します。	
	被災資産の所在地	△△市〇〇町			
	構造、設備の 種類及び細目	鉄骨鉄筋コンクリート 工場用			
修繕等の工事の名称等	17	XX 修繕工事			
同上の修繕等の工事期間	18	平23.X.XX 平23.X.XX	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .
同上の修繕等の工事に 係る修繕費用等の金額	19	5,000,000		円	円
同上のうち当期において 損金の額に算入した金額	20	5,000,000			

## ○ 仮決算の中間申告による所得税額の還付

[設例4] 仮決算の中間申告において所得税額の還付を受ける場合

当社（株D、年1回9月決算、資本金1,000万円）は、当期（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）に係る中間期間（自平成22年10月1日至平成23年3月31日）において震災による損失の額（震災損失金額）が生じたことから、仮決算による中間申告書を提出することにより、受取配当金に課された源泉所得税額の還付を受けたいと考えています。

この場合の申告書の書き方はどのようになりますか。

なお、所得金額、所得税の額等の状況は次のとおりです。

○ 中間期間[22.10.1~23.3.31]

所得金額	1,000,000円
法人税額	180,000円
震災損失金額	500,000円
受取配当金に係る所得税額	800,000円

(参考)

震災損失金額（500,000円）は、機械及び装置に係る滅失等による損失の額です。

[答]

○ 申告書等の記載の仕方について

仮決算による中間申告において、所得税額の還付を受けるに当たって作成が必要な申告書や明細書などについて、記載例により説明します。

### 1. 別表6(1)「所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書」の作成

当期中に支払を受ける利子・配当等について課された所得税の額について、当期の所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に作成します。

設例の場合、受取配当金に係る所得税額800,000円について記載します。

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書		事業年度	22.10.1 / 23.3.31	法人名	(株) D		
I 所得税額の控除に関する明細書							
区分	収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額				
	①	②	③				
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円	円	円			
公社債の利子等	2						
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)	3	4,000,000	800,000	800,000			
集団投資信託(合同運用信託を除く。) の収益の分配	4						
その他の	5						
計	6	4,000,000	800,000	800,000			
公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託 (合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算							
個別法人に	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算基礎期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合(小数点以下3位を四捨五入して) (9) (位未満は切り上げ)	控除を受ける所得税額 (8) × (11)
		7	8	9	10	11	12
	(株) XX	4,000,000円	800,000円	12月	12月	1.000	800,000円

別表六(一) 平二二・四・一以後終了事業年度分

(B)

5で作成する別表1(1)「16」欄(所得税額等の還付金額)の記載を行う際に、必要な金額となります。詳しくは、24ページをご覧ください。

2. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成

災害損失特別勘定の繰入れを行う場合に作成します。

設例の場合は、該当がありません。

3. 「震災により生じた損失の額に関する明細書」の作成

設例の場合、機械及び装置の滅失等による損失額 500,000 円を記載します。

震災により生じた損失の額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 22.10.1 / 23.3.31 法人名 (株) D

資産の種類	災害前の帳簿価額 円	震災により生じた損失の額		
		滅失等による損失 円	原状回復の費用 円	計 円
機械及び装置		500,000		500,000
合計		500,000		500,000

4で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

(固定資産分を合計して)別表7(1)「7」②欄の外書へ

別表7(1)「7」③欄の外書へ

4. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成

「5」欄から「10」欄の外書に、東日本大震災に係る震災損失金額を記載します。

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類	東日本大震災		災害のやんだ日	平
災害を受けた資産の別	棚卸資産 ①	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む) ②		計 ①+② ③
当期の欠損金額 (別表四「44の①」)				0
現者により生じた損失の額				
資産の滅失等により生じた損失の額	外 0円	外 500,000円	外	外 500,000
被害資産の原状回復のための費用の額	外 0	外 0	外	外 0
計 (5)+(6)	外 0	外 500,000	外	外 500,000
保険金又は損害賠償金等の額	外 0	外 0	外	外 0
差引災害により生じた損失の額 (7)-(8)	外 0	外 500,000	外	外 500,000 (C)
繰越控除の対象となる損失の額 (4の③)と(9の③)のうち少ない金額			外	外 0

3で作成した「震災により生じた損失の額に関する明細書」の合計の金額と一致します。

5で作成する別表1(1)「16」欄(所得税額等の還付金額)の記載を行う際に、必要な金額となります。詳しくは、24ページをご覧ください。

「4」③欄と「9」③欄の外書のうち少ない金額を記載します。

5. 別表1(1)「確定申告書」の作成

所得税額等の還付金額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

平成 年 月 日 税務署長殿		業種 事業種目	青色申告 一連番号
納税地 (フリガナ) 電話( ) -	事業種目 1000000円	整理番号	整理番号
法人名 (フリガナ) (株) D	同非区分 同業種会社 同業種会社 同業種会社	事業年度 (至)	事業年度
代表者 自署押印	経理責任者 目撃押印	売上金額	売上金額
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日	申告年月日
	添付書類	申告区分	申告区分
		申告区分	申告区分
		通信日付印	通信日付印
		年 月 日	年 月 日

平成 22 年 10 月 1 日

事業年度分の 中間 申告書

翌年以降  
送付要否  要  否

平成 23 年 9 月 30 日

(中間申告の場合 平成 22 年 10 月 1 日  
の計算期間 平成 23 年 3 月 31 日)

租税法第30条の  
書面提出有  無  租税法第33条の  
の2の書面提出有  無

所得金額又は欠損金額 (別表四「44」の①)	十位	百万	千	円	この申告による還付金額 (16) + (17) + (18)	十位	百万	千	円
1		1000000	000	000	16		500000	000	000
法人税額 (36)又は(37)		1800000	000	000	17				
法人税額の特別控除額 (38)又は(39)					18				
控除額 (40)又は(41)					19		500000	000	000
控除額 (42)又は(43)					20				
控除額 (44)又は(45)					21				
控除額 (46)又は(47)					22				
控除額 (48)又は(49)					23				
控除額 (50)又は(51)					24				
控除額 (52)又は(53)					25				000
控除額 (54)又は(55)					26				
控除額 (56)又は(57)					27				
控除額 (58)又は(59)					28				
控除額 (60)又は(61)					29				
控除額 (62)又は(63)					30				
控除額 (64)又は(65)					31				
控除額 (66)又は(67)					32				
控除額 (68)又は(69)					33				
控除額 (70)又は(71)					34				
控除額 (72)又は(73)					35				
控除額 (74)又は(75)					36				
控除額 (76)又は(77)					37				
控除額 (78)又は(79)					38				000
控除額 (80)又は(81)					39				000
控除額 (82)又は(83)					40				
控除額 (84)又は(85)					41				
控除額 (86)又は(87)					42				
控除額 (88)又は(89)					43				
控除額 (90)又は(91)					44				
控除額 (92)又は(93)					45				
控除額 (94)又は(95)					46				
控除額 (96)又は(97)					47				
控除額 (98)又は(99)					48				
控除額 (100)又は(101)					49				
控除額 (102)又は(103)					50				
控除額 (104)又は(105)					51				
控除額 (106)又は(107)					52				
控除額 (108)又は(109)					53				
控除額 (110)又は(111)					54				
控除額 (112)又は(113)					55				
控除額 (114)又は(115)					56				
控除額 (116)又は(117)					57				
控除額 (118)又は(119)					58				
控除額 (120)又は(121)					59				
控除額 (122)又は(123)					60				
控除額 (124)又は(125)					61				
控除額 (126)又は(127)					62				
控除額 (128)又は(129)					63				
控除額 (130)又は(131)					64				
控除額 (132)又は(133)					65				
控除額 (134)又は(135)					66				
控除額 (136)又は(137)					67				
控除額 (138)又は(139)					68				
控除額 (140)又は(141)					69				
控除額 (142)又は(143)					70				
控除額 (144)又は(145)					71				
控除額 (146)又は(147)					72				
控除額 (148)又は(149)					73				
控除額 (150)又は(151)					74				
控除額 (152)又は(153)					75				
控除額 (154)又は(155)					76				
控除額 (156)又は(157)					77				
控除額 (158)又は(159)					78				
控除額 (160)又は(161)					79				
控除額 (162)又は(163)					80				
控除額 (164)又は(165)					81				
控除額 (166)又は(167)					82				
控除額 (168)又は(169)					83				
控除額 (170)又は(171)					84				
控除額 (172)又は(173)					85				
控除額 (174)又は(175)					86				
控除額 (176)又は(177)					87				
控除額 (178)又は(179)					88				
控除額 (180)又は(181)					89				
控除額 (182)又は(183)					90				
控除額 (184)又は(185)					91				
控除額 (186)又は(187)					92				
控除額 (188)又は(189)					93				
控除額 (190)又は(191)					94				
控除額 (192)又は(193)					95				
控除額 (194)又は(195)					96				
控除額 (196)又は(197)					97				
控除額 (198)又は(199)					98				
控除額 (200)又は(201)					99				
控除額 (202)又は(203)					100				

○ 所得税額等の還付金額「16」欄の記載の仕方について

次の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します(設例の場合は500,000円となります)。

- (A) 別表1(1)「46」欄の金額(設例の場合は620,000円)
- (B) 別表6(1)「6」の③欄の金額(設例の場合は800,000円)
- (C) 別表7(1)「9」の③欄の外書の金額(設例の場合は500,000円)

【参考】

仮決算による中間申告で所得税額等の還付を受けた法人が、その後、その中間期間を含む事業年度の確定申告書を提出する場合の確定申告書の記載の仕方は、次のようになります。

(設例：年1回9月決算法人と仮定)

中間期間における所得税額（受取配当分） ..... 800,000 円

上記のうち還付を受けた所得税額 ..... 500,000 円

通年における所得税額（受取配当分） ..... 1,200,000 円

○【別表6(1)の記載要領】

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書		事業年度	法人名
		22.10.1 23.9.30	(株) XX
I 所得税額の控除に関する明細書			
区分	収入金額	①について課される	②のうち控除を受ける
		所得税額	所得税額
	①	②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	円	円	円
公社債の利子等			
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)	6,000,000	1,200,000	1,200,000
集団投資信託(合同運用信託を除く)の収益の分配			
その他の			
計	6,000,000	1,200,000	内 500,000 1,200,000

公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託

別表六(一) 平二二・四・一以後終了事業年度

中間申告において還付を受けた所得税額を、「6」③欄の内書として記載します。

○【別表1(1)の記載要領】

控除税額	所得税の額等 (別表六(一)の②)+(2)の計	42	7,000,000
外国税額	(別表六(二)「21」)	43	
計	(42)+(43)	44	7,000,000
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	47		

別表6(1)の「6」③欄の金額1,200,000円から内書として記載した金額500,000円を控除した金額を、別表1(1)の「42」欄へ記載します。  
設例の場合、700,000円となります。